

地域の防災拠点に繋がる道路沿道建築物の耐震化に関する指針

1 背景

阪神・淡路大震災では、建築物の倒壊や火災により多数の人々が尊い命を落とし、道路、鉄道等の都市基盤も大きな損害を被るなど、甚大な被害と混乱が生じ、都市における大地震の危険性が露呈した。

都は、建物の倒壊による幹線道路の閉塞を防ぎ、緊急支援物資の輸送、復旧復興の大動脈となる道路の機能を確保するため、平成23年3月、東京都における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例を策定し、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を進めてきた。

さらに、地域の実情に合わせ、緊急輸送道路から地域の防災拠点までを結ぶ経路（以下、「地域輸送道路」という。）の通行機能を確保することも重要であり、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化が着実に進む中、各自治体単位でのネットワークの確保が求められている。

2 目的

震災時に緊急輸送道路から各自治体が定める地域の防災拠点までの通行機能を確保するため、地域輸送道路沿道の建築物の耐震化について、各自治体の取組の指針とすることを目的とする。

3 取組の進め方

i) 地域輸送道路の指定の考え方

避難所や防災備蓄倉庫などの地域の防災拠点と都が指定する緊急輸送道路とを結ぶ経路であり、区市町村の地域防災計画に定める道路又はその他必要な道路を対象とし、耐震改修促進計画に位置付けるものとする。なお、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）に基づく位置付けが想定される。

法6条3項

- 1号：要安全確認記載建築物となり、耐震診断結果を報告しなければならない。
- 2号：既存耐震不適格建築物となり、耐震改修を行うよう努めなければならない。

ii) 補助制度の活用

住宅については、都の戸建住宅等耐震化促進事業及び国の社会資本整備総合交付金の活用、住宅以外の建築物については、地域防災拠点建築物整備緊急促進事業等の活用が想定される。各自治体の実情に合わせ、これらの制度の活用が効果的である。

iii) 普及啓発の強化

地域輸送道路沿道建築物の所有者に、建物倒壊による道路閉塞が地域の安全性に重大な影響を与え

る可能性があることを十分に認識し、積極的に耐震化に取り組んでもらう必要がある。助成の有無に関わらず、耐震化の重要性を周知することが望ましい。

※普及啓発に係る事業は、東京都耐震化促進普及啓発支援事業を活用可能。

iv) 様々な施策との連携

防災生活道路の拡幅整備や無電柱化などの防災まちづくりと連携して、効果的に通行機能を確保することが望ましい。

4 都と区市町村との連携

都と区市町村は、施策の実施に関する情報共有を適宜行うなど、連携を図る。